

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3066号)

令和6年5月9日

横 情 審 答 申 第 3066 号  
令 和 6 年 5 月 9 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長職務代理者 金 子 正 史

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

令和3年11月18日財固第472号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「1 納税通知書封筒の印刷内容について 2 納税通知書封筒に記載  
する広告内容について 3 起案用紙の添付書類中の前年度からの変更箇  
所赤字版について」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、別表記載の行政文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和3年7月21日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため、旧条例第10条第2項により非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税通知書送付用封筒（以下「送付用封筒」という。）の印刷内容については、財政局主税部固定資産税課（以下「固定資産税課」という。）内で打合せを行い、原稿案を作成し、決裁を経て決定している。令和3年度の決定に関する文書は、既に審査請求人に開示している「令和3年度固定資産税（土地・家屋及び償却資産分）納税通知書送付用窓付き封筒の印刷内容について」（令和3年1月12日財固第584号）（以下「文書1」という。）のほかには作成していない。
- (2) 送付用封筒に掲載する広告については、既に審査請求人に開示している「令和3年度固定資産税（土地・家屋分及び償却資産分）納税通知書送付用封筒に掲載する広告内容について」（令和2年12月10日財固第539号）（以下「文書2」という。）のとおり、広告を財政局主税部における広告事業実施要領（平成16年11月15日財税制第65号。以下「要領」という。）に定める基準により審査し、掲載の可否を決定している。審査は、固定資産税課内で打合せを行った中で検討及び確

認したものであり、文書は作成していない。

- (3) これらの起案文書及び既に審査請求人に開示している「令和3年度固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税通知書」同封説明用チラシの原稿について（令和3年1月12日財固第587号）に、前年度からの変更箇所を赤字で示す資料を添付するか否かは、起案者が判断しており、特段の文書は作成していない。
- (4) 以上のことから、本件審査請求文書は、いずれも作成しておらず保有していないため、非開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の全てを開示するように求める。
- (2) 送付用封筒の印刷内容について、令和2年度と令和3年度で印刷内容が変わっている。どの様な理由で変えることになったのか、関係文書の開示を求める。
- (3) 送付用封筒に掲載する広告内容について、十分に審査したのか、どの様に検討したのか文書の開示を求める。
- (4) 起案文書の変更箇所赤字版の有無を決定する関係文書の開示を求める。
- (5) 送付用封筒の印刷内容について、「課内で打合せを行い、原稿案を作成し当該原稿案の決裁を経て決定しています。」とあるが、課内で打合せとは、いつ、どこで、課長、係長以下何名で、パソコン等の携帯の有無、「原稿案を作成し」とあるが起案用紙との関係がわからない。開示された起案用紙及び決裁文書では決定のいきさつが全く分からない。このような理由から決裁を経て決定した時点で、課内で打合せを行った時のメモ、パソコンのデータを保有・文書化しないように作為的に事務処理しているのではないか。

#### 5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税通知書に係る事務について

横浜市では、固定資産税及び都市計画税を徴収する場合は納税通知書を交付し

ている。その送付用封筒に印刷する内容及び同封する説明文書の内容については、固定資産税課内で打合せを行い、決裁をした上で決定している。

また、送付用封筒に掲載する広告内容については、固定資産税課が、関係する局又は課に事前確認の上、要領に定める基準により審査している。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、次の3つと考えられる。

ア 令和2年度と令和3年度で送付用封筒の印刷内容が変わった理由が分かる文書

イ 令和3年度の送付用封筒に掲載された広告内容の審査、検討に関する文書

ウ 令和3年度の送付用封筒に係る起案文書に変更箇所を赤字で示す資料を添付するか否かの決定に関する文書

(4) 本件審査請求文書の不存在

ア 本件審査請求文書の不存在について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 上記(3)アについて

送付用封筒の印刷内容は、前年度のものをベースに変更部分を業者に示し、最終的には文書により決裁して決定する。主な変更内容は、年度の更新と納付方法の追加であり、文書1にも印刷業者とやり取りした校正用原稿にも、変更の理由は記載されていない。

また、印刷内容については、固定資産税課の課長、係長及び職員が集まり打合せを行っており、印刷内容のうち納付方法については、固定資産税課から財政局主税部徴収対策課へ確認している。打合せや確認の内容を校正用原稿に反映させるため、前年度の送付用封筒を参照しつつ変更後の文言のメモを取ったとしても変更理由を記載するものでもなく、そのような検討段階のメモは校正用原稿に反映させた後は不要となるため、廃棄しており保有しておらず、そのほかに文書、電子メール等は存在しない。

(イ) 上記(3)イについて

送付用封筒に掲載される広告については、広告枠を買い取った代理店が広告主を探すという流れになっている。

広告主が希望する広告内容について、固定資産税課は要領に定める基準に該当するか否かの判断をするが、これに係る決裁文書である文書2には、審

査又は検討に係る内容は記載されていない。

広告内容について、固定資産税課から政策局共創推進室共創推進課及び財政局主税部税務課へ個別に確認しているが、基準に合致しているかの簡単な確認をするものであり、メモを取る必要もなく文書は存在しない。

(ウ) 上記(3)ウについて

起案文書に前年度からの変更箇所を赤字で示す資料を添付するか否かに係る基準はなく、変更箇所の量等から起案者が判断しており、文書は存在しない。

イ 以上のことから、本件審査請求文書を作成しておらず、保有していないこと及びその理由についての実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

(5) 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井恵里可、委員 齋藤宙也

別表

審査請求文書
1 納税通知書封筒の印刷内容について 令和2年度 納付書は、各納期ごとに1枚ずつ分けて封入してあります。納期限を確認のうえ、取扱窓口にお持ちください。 令和3年度 納付書は、年税額を一括納付できる納付書（全期分）と、各納期限ごとの納付書（第1～4期分）が入っています。 ※全期分の納付書の取扱期限は、第1期の納期限までとなりますのでご注意ください。 ※納期限をご確認のうえ納付してください。令和2年度と令和3年度で印刷内容がかわっていま

す。どの様な理由で内容をかえることとなったのか関係する文書

## 2 納税通知書封筒に掲載する広告内容について

令和2年度 横浜市税はペイジーで納付できます。1万円が300名様に当たるキャンペーン 令和3年度 横浜市税は自宅から簡単に納付できます。ペイジーで1万円が当たるキャンペーン実施中 一見して令和3年度は当たる人数がわからない。

※ただし書に広告内容に関する質問などにつきましては、広告スポンサーに直接お問い合わせください。とのことですが文書番号財固第539号（令和2年12月9日起案 令和2年12月10日決裁）によると2日しか検討する時間がないので十全に審査したのか、どの様に検討したのか文書  
3 起案用紙の添付書類中の前年度からの変更箇所赤字版について文書番号によって添付書類の項目に統一性がないことです。手元にある3つの文書で具体的に例示します。

- (1) 文書番号財固第539号（令和2年12月9日起案令和2年12月10日決裁）変更箇所赤字版なし
  - (2) 文書番号財固第584号（令和3年1月7日起案令和3年1月12日決裁）変更箇所赤字版なし
  - (3) 文書番号財固第587号（令和3年1月7日起案令和3年1月12日決裁）変更箇所赤字版あり
- 文書番号財固第584号は令和3年度の納税通知書封筒の印刷に関係し令和2年度と内容が相違しているので変更箇所赤字版があれば一目瞭然なのにどうしてと思ってしまう。本年は大きく印刷内容が変わったので目だたなく起案されたと思料されてしまう。

起案文書の変更箇所赤字版の有無を決定する関係文書

## 《 参 考 》

### 審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年11月18日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和3年12月22日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和4年1月4日	・審査請求人から意見書を受理
令和6年3月7日 (第29回第四部会)	・審議
令和6年4月4日 (第30回第四部会)	・審議